

## 1. 人口減少・超高齢社会の中での財政運営について

毎年、毎年、予算編成方針では、大変厳しい財政状況が示されますが、予算規模は拡大し、決算をみると歳出総額は増大しつづけています。

今年も、市長の施政方針に、「当初の概算収支見通しでは、地方交付税や臨時財政対策債の大幅な減額が見込まれる中、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加が見込まれることから、経常収支がマイナスとなる非常に厳しい予算編成となりました。」とのお話がありました。

しかし、平成27年度予算案は、一般会計の予算総額385億円、対前年度比率プラス5.5%、前年度より一気に20億円増加し、過去最大の予算規模となりました。

経常収支がマイナスとなる非常に厳しい予算編成でありながら、何故、結果として、過去最大の予算規模となってしまうのでしょうか？このまま肥大化を続けて我孫子市の財政は大丈夫なのでしょうか？

今回は、人口減少・超高齢社会の中で、未来にツケを回さない持続可能な財政運営について一緒に考えていきたいと思えます。

まず、財政の鉄則は、“入るを計りて出を為す(制す)”といわれていますから、歳入面からお尋ねします。

### (1) 我孫子市の歳入の根幹をなす個人市民税の今後の予測

住宅都市我孫子の歳入の根幹をなす財源は、平成25年度決算で歳入の47.7%を占めている市税であり、その市税の49.6%を占めている個人市民税であります。

個人市民税については、人口減少と高齢化の影響で生産年齢人口が減少し納税義務者が減少する中で、平成20年をピークに平成25年決算では約11億円減少しています。

最近の景気回復基調といわれる中、平成27年度予算では8千500万円の増額を見込んでいますが、我孫子市の人口構造から考えても、今後、個人市民税の大幅な増加は見込めないと考えます。今後の個人市民税の予測をお聞かせください。

### (2) 歳入構造の変化について

#### ア. 自主財源の減少と依存財源の増加についての市の見解

歳入を大別すると市税を中心とする自主財源と国・県支出金、地方交付税、市債などの依存財源があります。

自主財源の中心である市税の推移をみると、平成1年度約150億円で歳入の約65%を占めていました。

それからおよそ10年後の地方分権一括法が施行された平成12年度にも、市

税は 180 億円で歳入の約 58%と半分以上を占めていました。

しかし、平成 23 年度には、約 177 億円で歳入の約 47%と歳入に占める市税の割合が初めて 50%以下となり、そして、平成 27 年度予算の市税は、174 億円で歳入全体の約 45%まで落ち込んでしまいました。

市税の落ち込みは自主財源の減少につながり依存財源の増加をもたらしていますが、この歳入構造の変化に対する市の見解をお聞かせください。

#### **イ. 最近の国庫支出金(補助金)への依存度が高まった理由は？**

最近、依存財源の中でも国庫支出金(補助金)への依存が、特に顕著であると考えます。

国庫支出金は、平成 1 年度 13 億 6 千万円でしたが星野市長が誕生した平成 19 年度には 21 億 6 千万円となり、20 年間で 8 億円増加しました。

しかし、その後、平成 27 年度予算までの 8 年間で、国庫支出金は 29 億 6 千万円増加しています。何故、国庫支出金への依存度が急速に高まったのか、お答えください。

#### **ウ. 臨時財政対策債(赤字地方債)の発行について市の考え方は？**

平成 27 年 1 月 14 日に総務省は「地方財政対策のポイント」を発表しました。その中で、『一般財源総額について、地方創世のための財源等を上乘せして、平成 26 年度の水準から 1.2 兆円増額』すること。

そして、地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最小限にとどめ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することにより、一般財源の質も改善』するとしています。

今回、国は臨時財政対策債を赤字地方債と明記し、一般財源として質の悪いものであることを初めて認めました。

当面、地方自治体の金策が苦しくなるかもしれませんが、地方の財政健全化の観点から言えば、今回の措置は望ましいものだと考えます。

我孫子市の平成 27 年度予算の市債 38 億円の内、臨時財政対策債は限度枠いっぱい発行を予定しているのか？ また、そうであるならば、何故、そうしたのか？

平成 27 年度及び今後の臨時財政対策債の発行の考え方をお聞かせください。

次に、歳出の問題に移ります。まず、

#### **(2) 歳出総額が増大する要因は？**

我孫子市の過去 4 半世紀の歳出総額を決算ベースでみてみました。大井市政の平成 1 年度は約 219 億円。

その後、福島市政の初年度の平成7年度には約270億円、星野市政のはじまった平成19年度には約300億円、そして現在、平成27年度の歳出予算は385億円と増大しつづけています。

今年度は、平成元年の1.8倍、166億円の増加となっています。何故、歳出総額が増大するのか？ 増大する要因をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

### (3) 予算編成方針で示された歳出総額の抑制策の効果は？

平成27年度予算編成方針における収支見通しでは、経常的経費及び政策的経費併せて一般財源で約16億円の財源不足が見込まれていました。

#### ア. 経常的経費の抑制策は十分に機能しているか？

経常的経費については、これまでも増して事業の廃止を含めた優先順位についての厳しい選択を行ったうえで予算要求すること。所管事業について、行政と民間の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないか、より効果的・効率的な手法になっているかなどを行政評価や事業仕分けの結果などで十分検証し予算に反映させることとしていますが、行政評価や事業仕分けの結果の反映で、経常的経費の過去3ヵ年の削減額をお示してください。

行政評価や事業仕分けが、経常経費の削減に多少効果があったと思いますが、社会保障関係費の増加を吸収するだけの削減額ではありません。

そこで、

#### イ. 経常収支がマイナスとなる中での政策的事業の取り扱いについて

今年度予算では、実施計画で採択された政策的事業についても、その必要性や緊急性等の視点で、あらためて精査するとともに、新たな事業の追加は、震災からの復興や放射能対策に係る事業、極めて緊急性・必要性の高いもの並びに5つの重点プロジェクトを推進する事業に限るとして政策的経費の削減を図りましたが、政策的事業の絞り込みは十分だったのでしょうか？

また、今後、経常的収支がマイナスとなる中での政策的事業の取り扱いについては十分検討していく必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。

### (3) 歳出総額の増大を抑制するための提言

#### ア. 実施計画の中身を変える

歳出総額の抑制といっても、今のままでは年々歳出は増大し行政は肥大化していきます。

その原因のひとつは、毎年毎年、実施計画に位置付けられた政策的事業を实

施すれば、それが次年度からは経常的事業として経常的経費を押し上げていく行政の仕組みそのものにあるように思います。

高度経済成長時代であれば、年々税収は増加していましたが、毎年、新規事業を実施する財源が担保でき、歳出総額の増大を吸収することができましたが、人口減少の低成長の成熟社会の中では、歳出総額の増大は、未来へのツケとなって後年度負担を増やします。

将来的には、現在の総合計画体系を見直す必要があると思いますが、短期的には、新規事業を中心とした基本計画、実施計画から、これまでの経常事業をブラッシュアップしてよりコンパクトに質を高めていくような事業や既存の事業を新しい行政ニーズに対応できるように改善した事業を中心に位置づける等、実施計画の中身を変えていく検討が必要だと考えます。

#### イ. 大きい事業の必要性や事業選択など税金の使途について市民と一緒に考える“場”の設置

今後ますます厳しい財政状況が予想される中、事業選択に当たっては、まさに『あれも これも』から『あれか これか』の厳しい事業選択が求められます。

このような状況だからこそ、これまで以上に納税者であり主権者である市民と、大きい事業の必要性や事業選択等、税金の使途について一緒に考えていく“場”の設置が、行政においても議会においても必要であると考えます。

## 2. 手賀沼終末処理場に保管されている指定廃棄物について

### (1) ごみ焼却灰（指定廃棄物）撤去後の現地確認の要請

3市のごみ焼却灰の搬出状況については、松戸市が1月14日に搬出完了。流山市が2月27日に搬出完了。最後となった柏市は、南部クリーンセンターへの搬出は2月27日に完了。そして、懸案となっていた北部クリーンセンターへの搬出は3月5日から搬出を開始し、順調にいけば3月24日をもって搬出が完了する予定です。

3市のごみ焼却灰が全て撤去された後、我孫子市として、速やかに現地確認できるよう、事前に県に要請しておくべきだと考えますが？

### (2) ごみ焼却灰の搬出完了後、直ちに一時保管施設の撤去に着手すべき

12月25日に副市長が県に対して、使用されていない一時保管施設から早期に撤去するよう要請した際、「原状復旧については、搬出が終了次第、速やか

に着手することとしている。」と県は回答しています。

県の回答からすれば、柏市の搬出が終了する翌日、3月25日から一時保管施設の撤去に着手するよう、直ちに県に要請すべきだと考えますが？

### (3) 指定廃棄物である下水道汚泥焼却灰のさらなる保管の安全性の確保

ごみ焼却灰は平成26年度末までに撤去されても、指定廃棄物である下水道汚泥焼却灰は最終処分場が確保されるまで手賀沼終末処理場に保管され続けます。今、市がすべきことは保管のさらなる安全性を確保することですが、これまでに確保をお願いした下記の点についての進捗状況をお尋ねします。

#### ア. 下水道汚泥焼却灰の建物内への移設

建物内のフレコンパックの二重化については、新年度早期に実施する予定であるとの回答を得ていますが、テント倉庫に保管されている下水道汚泥焼却灰を建物内に移設することについてのその後の進捗状況をお聞かせください。

#### イ. ボックスカルバートのような堅固な構造物での保管

副市長が千葉県の都市整備局長に堅固な建造物での保管を要望した際、「環境省に対して補助が得られるか確認する。3月までには、国が一定の方針を示すと思われるので、どのような状況にも対応できるように準備はしておく。」との回答を得ていますが、その後の進捗情報をお聞かせください。

### (4) 危機管理体制

12月議会での質問を受けて、昨年12月25日、副市長は県の環境生活部長に確認と要望を行いました。

その際、一時保管場所の管理についての危機管理マニュアルの提出を要望し、作成していないことが明らかになりました。

また、千葉県は環境財団に24時間体制での監視及び管理等の4つの業務を丸投げしていますが、事故が起こった場合の連絡網があるだけで、実際に焼却灰が飛散・流出した場合の具体的な対策等が全く見えません。

市は、このような危機管理体制で市民の安全・安心が守られるとお考えですか？